

長野労働局発表(02-62)

令和2年12月1日

長野労働局雇用環境・均等室担

雇用環境改善・均等推進監理官 松尾 直彦

室長補佐(指導)

浜 幸好

電 話 026-223-0551

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。

当

「職場におけるハラスメントに関する特別相談窓口」を設けます。

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。このため、長野労働局(局長 中原 正裕)では、月間における取組として、「職場におけるハラスメントに関する特別相談窓口」を開設し、労働者や企業からの相談に対応します。また、改正労働施策総合推進法に基づく、企業における雇用管理上の措置義務及び望ましい取組の周知啓発により、ハラスメントのない社会の実現に努めてまいります。

【取組概要】

1 「職場におけるハラスメントに関する特別相談窓口」の開設 (別紙参照)

長野労働局雇用環境・均等室に「職場におけるハラスメントに関する特別相談窓口」を開設し、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメントの相談はもとより、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為(いわゆるカスタマーハラスメント)に関する相談、就職活動中の学生からのセクシュアルハラスメントに関する相談及び新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談等に対応してまいります。

2 周知・広報

(1)事業者が遵守すべき関係法令等の周知

労働施策総合推進法に基づく事業主が遵守すべき雇用管理上の措置義務(中小事業主は令和4年4月1日から義務化)について、労働局・労働基準監督署における総合労働相談窓口(別紙)、説明会、企業指導等、あらゆる機会を通じて、周知を図ってまいります。

※別添資料

- (1)12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。
- ②職場のハラスメント対応特別相談窓口
- ③ハラスメント悩み相談室(厚生労働省委託事業)

1 職場のハラスメント対応特別相談窓口

【開設期間】令和2年12月1日~令和3年3月31日 ※土・日・祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く

	次工・日・杭日及び年末年始(12/29~1/3)を除く			
特別相談窓口	相談対応内容			
	職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、 育児休業・介護休業等に関するハラスメント 取引先や顧客等からの著しい迷惑行為(いわゆるカスタマーハラスメント) 就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント 新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ・嫌がらせ			
	相談窓口			
	長野労働局雇用環境・均等室 TEL 026-227-0551 〒380-8572 長野市中御所1-22-1 4F	開設時間 9:00~17:00		

2 常設の総合労働相談窓口

	職場におけるハラスメント等の相談窓口		
常設の総合労働相談窓口	長野労働局雇用環境・均等室 TEL 026-227-0125 〒380-8572 長野市中御所1-22-1 4F	開設時間 8:30~17:15	
	長野労働局総合労働相談コーナー TEL 026-223-0551 〒380-8572 長野市中御所1-22-1 4F (雇用環境・均等室内)	開設時間 8∶30~17∶15	
	長野総合労働相談コーナー TEL 026-480-0631 〒380-8573 長野市中御所1-22-1 1F (長野労働基準監督署内) 松本総合労働相談コーナー TEL 0263-48-5707 〒390-0852 松本市大字島立1696 (松本労働基準監督署内)	開設時間 9:00~17:00	
	岡谷総合労働相談コーナー TEL 0266-22-3454 〒394-0027 岡谷市中央町1-8-4 (岡谷労働基準監督署内) 上田総合労働相談コーナー TEL 0268-22-0338 〒386-0025 上田市天神2-4-70 上田労働総合庁舎 (上田労働基準監督署内) 飯田総合労働相談コーナー TEL 0265-22-2635 〒395-0051 飯田市高羽町6-1-5 飯町高羽合同庁舎 (飯田労働基準監督署内) 中野総合労働相談コーナー TEL 0269-22-2105 〒383-0022 中野市中央1-2-21 (中野労働基準監督署内) 小諸総合労働相談コーナー TEL 0267-22-1760 〒384-0017 小諸市三和1-6-22 (小諸労働基準監督署内) 伊那総合労働相談コーナー TEL 0265-72-6181 〒396-0015 伊那市中央5033-2 (伊那労働基準監督署内) 大町総合労働相談コーナー TEL 0261-22-2001 〒398-0002 大町市大町2943-5 大町地方合同庁舎 (大町労働基準監督署内)	開設時間 9:00~16:30	



12月は職場のハラスメント 撲滅月間です 2020年6月からパワハラ防止措置が 義務化されました!※2022年3月まで中小企業は努力義務

あかるい職場応援団 https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

ハラスメント https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。 NOハラスメント 〇



職場のハラスメント対応特別相談窓口

職場における下記ハラスメントに関する相談に対応いたします。

パワーハラスメント、

セクシュアルハラスメント

妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント 取引先や顧客等からの著しい迷惑行為

(いわゆるカスタマーハラスメント)

就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント 新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ・嫌がらせ

TEL 026-223-0551

受付時間 9:00~17:00

_{厚生労働省委託事業} ハラスメント悩み相談室 もご利用ください。

受付時間:月曜~金曜 12:00~21:00/土曜・日曜 10:00~17:00

お気軽に御相談ください。



長野労働局雇用環境•均等室



厚生労働省委託事業

職場でのハラスメントに 悩んでいませんか?

MOST E

妊娠・出産・ 育児休業・ 介護休業等に関する ハラスメント

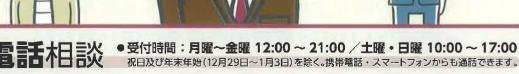








パワハラ パワー ハラスメント





メール を 24時間受付・5営業日以内に返信予定。 パンコン・携帯電話・スマートフォンからも受け付けます。

●受付フォーム https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan

•メールアドレス mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp





電話相談 (事業主、人事労務担当者向け)

会社内でハラスメントが起こり、対応にお困りの事業主の方の相談はこちら

- 予約受付フォーム https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/denwa-soudan/
- 事前メールによる完全予約相談受付
- 1相談1回の弁護士による無料電話相談 00



(委託運営)



職場におけるハラスメントのことで お悩みの方、お困りの方、 ハラスメント悩み相談室へご相談ください!

例えば、このようなことで お困りではありませんか?



- 仕事中に性的発言を度々する上司に困っている
- 先輩が食事やデートの執拗な誘いを やめてくれない
- 上司に妊娠を報告したら、代わりの人を雇うので 辞めてもらうしかないと言われた
- ●育児休業について上司に相談したら 昇給はないと思えと言われた
- ●同僚の前で上司から無能扱いする言葉を受けた
- 自分ひとりだけ部署の食事会に誘われない





相談無料

匿名可

プライバシ 厳守

専門家が電話・メールから相談を受け付けます

ハラスメント悩み相談室

こんな情報も提供しています

- ●職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・ 介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントとは?
- ●必要があれば関係機関をご案内 など



